

## 公益社団法人新潟県栄養士会 懲戒規則

### (会員の懲戒)

第1条 定款11条の除名を行う本会の権限に基づき、本会は、会員に定款第11条第1項第1号から同条同項第3号までの事由（以下「除名事由」という。）があつたとき、又は、本会の秩序を害し、その他職務の内外を問わずその品位を損なうべき非行（以下「懲戒事由」という。）があつたときは、懲戒を行う。ただし、除名は除名事由があるときに限る。

2 除名事由又は懲戒事由にあたる非行のあつた会員が懲戒を受ける前に定款10条に基づき退会したときといえども、懲戒はこれを行うことができる。

### (懲戒の種類)

第2条 本会の行う懲戒は、次の4種とする。

(1) 戒告

(2) 2年以内の会員資格の停止

(3) 退会指示

(4) 除名

2 前項第1号又は同項第2号の処分を行うにあたっては、これら処分に併せて、処分を受ける会員に本会の行う栄養士倫理に関する研修の受講を命ずることができる。

3 情状により懲戒を行わないときであっても、必要と認めるときは、前項の命令を発することができる。

### (懲戒の議決)

第3条 懲戒は、前条第1項第4号を除き、理事会の議決をもってこれを行う。前条第2項及び同条第3項の命令についてもまた同じ。

2 懲戒をする議決には出席理事の3分の2以上の賛成を得ることを要する。

### (除名事由又は懲戒事由の調査)

第4条 理事会は、会員に除名事由又は懲戒事由の存するおそれがあると認めたときは、すみやかに専務理事に命じてこれら事由の存否に関する調査を行わせる。

2 専務理事は、前項の調査を終えたときは、その結果を直近の理事会に報告しなければならない。

### (調査の共助)

第5条 本会は、会員の除名事由又は懲戒事由の存否の調査を開始したときは、直ちに公益社団法人日本栄養士会（以下「日本栄養士会」という。）に通知する。

2 本会は、日本栄養士会の協力を得て、又は、これと共同で、除名事由又は懲戒事由の存否の調査を行い、これによって得られた資料は、日本栄養士会に開示する。

3 本会は、会員を懲戒したとき、又は、調査の結果、懲戒しなかったとき、その理由を付して日本栄

養士会に通知する。

(懲戒の公示等)

第6条 懲戒をしたときは、処分の内容と理由の要旨を適宜の方法で公示、又は、開示する。

(名誉回復)

第7条 懲戒が司法手続により取り消されたとき、又は、懲戒の議決後に判明した事由により懲戒を取り消すべきときは、懲戒の無効を宣言するとともに、当該会員の名誉を回復するに必要な措置を講ずる。

(懲戒手続規程)

第8条 懲戒は、第1条から前条までの外、別に定める懲戒に関する手続規程によりこれを行う。

(規則の変更)

第9条 この規則の変更は、理事会の議決を経なければならない。

附則

この規則は、平成26年10月17日から施行する。